

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで情報公開請求を拒否した決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 本件請求

審査請求人は、令和元年11月5日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 香川労働局から特定社団法人（以下「本件法人」という。）が指導を受けたと知事の主張する「就業報告書から発注者の確認印の欄を削除した理由」に関して、本件法人から聴取した事実及び聴取内容の分かる一切の文書

(2) 上記(1)の「就業報告書から発注者の確認印の欄を削除した理由」に関して、香川県職員が香川労働局職員から聴取した際に作成し及び取得した一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、令和元年11月19日付けで、次の理由により本件処分を行い、審査請求人に通知した。

本件対象文書は、県が本件法人から事情を聴取した事実及びその内容に係るものであり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり（条例第7条第2号本文該当）、また、本件対象文書が存在しているか否かを答えることで、同号本文の非公開情報を公開することとなるため、その存否も含め非公開とする（条例第10条該当）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年11月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に

対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消すとの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開をする必要がある。
- (2) 本件処分の理由は、条例第7条第2号本文及び第10条に該当するというものであるが、本件請求の内容は、これらの条項に該当しない。本件請求の内容は、令和元年11月5日付けの行政文書公開請求書の請求項目1の「事務処理要綱（書式類を含む）」として公開された文書の一部であって、条例に規定する非公開情報には該当しない。
- (3) 本件対象文書の存否を答えるだけで公開することとなるという根拠は示されていない。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が作成した弁明書の「処分の考え方」に記載された「香川労働局は、所管する労働関係法令（以下「法令」という。）に基づき県内の法人等に対して、様々な指導監督業務を行っているが、法令に特別の定めがある場合等を除いて、具体的にどのような指導、助言等を行ったかなどの個々の情報は公表していない。」の部分は知らないが、そうだと仮定しても、実施機関は条例により公開・非公開を決定する必要がある。その他の「処分の考え方」についての実施機関の主張も誤りである。
- (2) 弁明書の「審査請求人の主張する「審査請求の理由」に対する考え方」に記載された実施機関の主張も、上記3（1）の実施機関の主張を前提としたものであるから、全て誤りである。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の考え方

香川労働局は、所管する法令に基づき県内の法人等に対して、様々な指導監督業務を行っているが、法令に特別の定めがある場合等を除いて、具体的にどのような指導、助言等を行ったかなどの個々の情報は公表してい

ない。

したがって、仮に、香川労働局から本件法人が指導を受けたとしても、個別に行われたものであり、その有無や内容が明らかにされた場合、本件法人の円滑な運営に支障を来すなど、法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件請求に係る情報は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当し、また、本件対象文書が存在しているか否かを答えることで、同号本文の非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定により、その存否も含め非公開としたものである。

2 審査請求人の主張する「審査請求の理由」に対する考え方

(1)「本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開をする必要がある。」との主張について、実施機関における条例の解釈、適用についての考え方は、上記1のとおりであり、その存否も含め非公開とする判断に誤りはない。

(2)「本件処分の理由は、条例第7条第2号本文及び第10条に該当するというものであるが、本件請求の内容は、これらの条項に該当しない。本件請求の内容は、「事務処理要綱（書式類を含む）」として公開された文書の一部であって、条例に規定する非公開情報には該当しない。」との主張について、実施機関における条例の解釈、適用についての考え方は、上記1のとおりであり、その存否も含め非公開とする判断に誤りはない。

また、「事務処理要綱（書式類を含む）」は、本件法人が法人運営のために必要と判断し、自主的に作成した法人の内部規程の一部であるが、仮に県が作成した本件対象文書が存在するとしても、当該文書が「事務処理要綱（書式類を含む）」として公開された文書の一部となるものではなく、当該文書の一部との主張は誤りである。

(3)「本件対象文書の存否を答えるだけで公開することとなるという根拠は示されていない。」との主張について、上記1のとおり、本件対象文書の存否を答えることで、条例第7条第2号本文の規定に該当する非公開情報を公開することになるため、その存否も含め非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民

に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件請求について

本件請求に対し、実施機関は、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるとして、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

(2) 審査請求人が、本件請求において公開を求める本件対象文書は、上記第2の1のとおりであり、その記載内容から、本件請求は、本件法人を名指しし、本件法人が香川労働局から指導を受けたことを前提として、当該指導について、実施機関が本件法人や香川労働局職員から事情を聴取した事実及びその内容が分かる文書の公開を求めるものであることが確認できる。

この場合に、本件対象文書の存否を答えることは、本件法人が香川労働局から上記内容の指導を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(3) 本件存否情報は、本件法人の信用及び社会的評価を損なう情報に該当し、これを公にすることにより、当該法人の信用を低下させ、取引活動や人材確保等において、当該法人の事業活動に支障を及ぼすものであり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) なお、条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報」を例外的に公開するものと規定している。しかしながら、本件存否情報は、前述のとおりであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書に該当しないものと判断する。

(5) 以上のことから、本件対象文書は、その存否を答えるだけで条例第7条第2号本文に規定する非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件請求を拒否した決定は、妥当であると判断する。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)